

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---------------------|
| 12 | 介護保険法に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本巢市は、介護保険法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

| | |
|------|----|
| 特記事項 | なし |
|------|----|

評価実施機関名

本巢市長

公表日

令和8年3月27日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|-----------------------------------|---|
| ①事務の名称 | 介護保険法に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>介護保険法に基づき、市町村の区域内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、要介護認定を受けた者には介護給付、要支援認定を受けた者には予防給付を行うとともに、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収している。また、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防等事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行っている。</p> <p>介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理 ③介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給 ④要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分変更認定の申請の受理、申請に係る審査 ⑤介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る審査 ⑥居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る審査 ⑦保険料滞納者に係る支払方法の変更 ⑧保険給付の支払いの一時差止め ⑨総合事業対象者に係る申請等の受理</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p> |
| ③システムの名称 | MCWEL 介護保険システムV2、統合宛名システム、中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 介護保険被保険者ファイル、介護保険受給者ファイル、統合宛名ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項、別表100の項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第131項、第132項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康福祉部長寿支援課 |
| ②所属長の役職名 | 健康福祉部長寿支援課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| なし | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 本巣市 健康福祉部 長寿支援課 〒501-0491 岐阜県本巣市早野255番地 058-323-7754 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 本巣市 健康福祉部 長寿支援課 〒501-0491 岐阜県本巣市早野255番地 058-323-7754 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 | |
| 適用した理由 | []適用した |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和8年3月27日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和8年3月27日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | []委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | []提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | []接続しない(入手) []接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---------------------------------|----------------------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 職員に対して個人情報保護に関するセキュリティの教育を行っている。 | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---------------------------|--|--|------|-----------|
| 平成28年4月1日 | I-5-②所属長 | 溝口 信司 | 三浦 直 | 事後 | |
| 平成28年9月1日 | I-1-②事務の概要 | | ⑩総合事業事業対象者に係る申請等の受理 | 事後 | |
| 平成28年9月1日 | II-2いつ時点の計数か | 平成27年2月16日時点 | 平成28年9月1日時点 | 事後 | |
| 平成29年5月31日 | II-1いつ時点の計数か | 平成28年2月16日時点 | 平成29年5月31日時点 | 事後 | |
| 平成29年5月31日 | II-2いつ時点の計数か | 平成28年2月16日時点 | 平成29年5月31日時点 | 事後 | |
| 平成30年6月1日 | II-2いつ時点の計数か | 平成29年5月31日時点 | 平成30年6月1日時点 | 事後 | |
| 令和1年5月27日 | I-1-②事務の概要 | | ⑦を⑥、⑧を⑦、⑨を⑧、⑩を⑨に変更 | 事後 | |
| 令和1年5月27日 | II-1評価対象事務の対象人数は何人か | 1,000人以上1万人未満 | 1万人以上10万人未満 | 事後 | |
| 令和1年5月27日 | II-1いつ時点の計数か | 平成30年6月1日時点 | 令和元年5月27日時点 | 事後 | |
| 令和1年6月1日 | IV リスク対策 | — | 項目の追加 | 事後 | |
| 令和2年4月1日 | I-5-②所属長 | 三浦 直 | 小椋 真二 | 事後 | |
| 令和2年4月30日 | II-1いつ時点の計数か | 令和元年5月27日時点 | 令和2年4月30日時点 | 事後 | |
| 令和2年5月28日 | II-2いつ時点の計数か | 平成30年6月1日時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和2年5月28日 | I-1-②事務の概要 | 40歳以上の者を保険者とし | 40歳以上の者を被保険者とし | 事後 | |
| 令和2年5月28日 | I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用訂正請求 | 本巢市総務部総務課 岐阜県本巢市文殊324番地 0581-34-2511 | 本巢市 健康福祉部 福祉敬愛課 〒501-0494 岐阜県本巢市下真桑1000番地 058-323-7752 | 事後 | |
| 令和2年5月28日 | I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 本巢市総務部総務課 岐阜県本巢市文殊324番地 0581-34-2511 | 本巢市 健康福祉部 福祉敬愛課 〒501-0494 岐阜県本巢市下真桑1000番地 058-323-7752 | 事後 | |
| 令和4年6月22日 | I-4-②法令上の根拠 | 番号法第19条第7項、別表第二項93、94、95 | 番号法第19条第8号、別表第二項93、94、95 | 事後 | |
| 令和4年6月22日 | I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用訂正請求 | 本巢市 健康福祉部 福祉敬愛課 〒501-0494 岐阜県本巢市下真桑1000番地 058-323-7752 | 本巢市 健康福祉部 福祉敬愛課 〒501-0494 岐阜県本巢市下真桑1000番地 058-323-7754 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|------------------------------|--|--|------|-----------|
| 令和4年6月22日 | I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 本巢市 健康福祉部 福祉敬愛課 〒501-0494 岐阜県本巢市下真桑1000番地 058-323-7752 | 本巢市 健康福祉部 福祉敬愛課 〒501-0494 岐阜県本巢市下真桑1000番地 058-323-7754 | 事後 | |
| 令和6年8月9日 | I 関連情報-5.評価実施機関における担当部署-①部署 | 健康福祉部福祉敬愛課 | 健康福祉部長寿支援課 | 事後 | |
| 令和6年8月9日 | I 関連情報-5.評価実施機関における担当部署-②所属長 | 健康福祉部福祉敬愛課長 | 健康福祉部長寿支援課長 | 事後 | |
| 令和6年8月9日 | I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用訂正請求 | 本巢市 健康福祉部 福祉敬愛課 〒501-0494 岐阜県本巢市下真桑1000番地 058-323-7752 | 本巢市 健康福祉部 長寿支援課 〒501-0491 岐阜県本巢市早野255番地 058-323-7754 | 事後 | |
| 令和6年8月9日 | I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 本巢市 健康福祉部 福祉敬愛課 〒501-0494 岐阜県本巢市下真桑1000番地 058-323-7752 | 本巢市 健康福祉部 長寿支援課 〒501-0491 岐阜県本巢市早野255番地 058-323-7754 | 事後 | |
| 令和7年3月27日 | I-3 個人番号の利用 | 番号法第9条第1項、別表第一項68 | 番号法第9条第1項、別表100の項 | 事後 | |
| 令和7年3月27日 | I-4-②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、別表第二項93、94、95 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第131項、第132項 | 事後 | |
| 令和7年3月27日 | II-1いつ時点の計数か | 令和2年4月30日時点 | 令和7年3月27日時点 | 事後 | |
| 令和7年3月27日 | II-2いつ時点の計数か | 令和2年4月1日時点 | 令和7年3月27日時点 | 事後 | |
| 令和8年3月27日 | II-1いつ時点の計数か | 令和7年3月27日時点 | 令和8年3月27日時点 | 事後 | |
| 令和8年3月26日 | II-2いつ時点の計数か | 令和7年3月27日時点 | 令和8年3月27日時点 | 事後 | |